

| 第42回 和歌山県人権施策推進審議会 | |
|--------------------|--|
| 日 時 | 令和元年8月30日（金）13：30～15：40 |
| 場 所 | 和歌山市 ホテルアバローム紀の国 |
| 議 題 | <p>和歌山県人権施策基本方針の改定について</p> <p>（1）はじめに、第1章、第2章</p> <p>（2）第3章 分野別施策の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">①環境と人権／情報と人権／災害と人権／女性の人権／ 子供の人権</p> <p style="padding-left: 40px;">②高齢者の人権／障害のある人の人権／同和問題（部落 差別）／外国人の人権／感染症（ハンセン病、HIV等）・ 難病患者等の人権／犯罪被害者等の人権</p> <p style="padding-left: 40px;">③自殺／ひきこもり／刑事手続きに関わりをもった人の 人権／ホームレス／LGBTや性同一性障害のある人等の 人権／働く人の人権／その他の人権課題（患者の人権、 アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）</p> <p>（3）第4章 施策の総合的な推進</p> |
| 報 告 | 和歌山県人権施策基本方針の改定の今後のスケジュール |

| | |
|------|--|
| その他 | 意見交換など |
| 出席委員 | 江田委員、田中委員、玉置委員、中萩委員 平木委員、福井委員、三浦委員、米川委員 |
| 配付資料 | ①【資料1】和歌山県人権施策基本方針 改定案の概要 ②【資料2】和歌山県人権施策基本方針 新旧対照表 ③【資料3】和歌山県人権施策基本方針 改定案の要点 ④【資料4】和歌山県人権施策推進審議会規則 |
| 内 容 | |
| | 1 開 会 和歌山県参事 人権局長事務取扱 挨拶 |
| | 2 議 事 議題(1) 和歌山県人権施策基本方針の改定について【資料1】【資料2】【資料3】 和歌山県人権施策基本方針の改定案について審議した。 審議については、以下の通り |
| | (1) はじめに、第1章、第2章 |
| 委員 | 説明の中になかったところであるが、【資料2】の1ページ、「子ども」から「子供」と漢字になっている。「子供」は「供える」ものではないという議論があって、「供」を使わないように変わったのではなかったか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>「子供」の「供」について、そういう考えかたがあることは把握しているが、和歌山県では、「子供」については、漢字を使用する統一的な見解が出たので、漢字表記にしている。</p> |
| 委員 | <p>似た話で、「障害者」も漢字である。</p> <p>県として漢字を使う意味をはっきりしておく必要があると思う。我々も、業務の時には平仮名表記にしている。それは表記の意味について考えることがあったので、そうしている。</p> <p>「障害者」についても、平仮名表記のところがありますし、そのあたりの県としての見解は、もう決めましたというような話ではなく、しっかり整理しておく必要があるかと思う。</p> |
| 事務局 | <p>県は「子供」の表記で漢字を使っていくことについて、市町村に対してもどうしても漢字表記をするようにという指導はしていない。漢字使用の理由としては、「供」の字を使っても、「子供」が損なわれることがないからである、と聞いている。一度、そのあたりの詳細について確認する。</p> |
| 委員 | <p>一般的に「子ども」の表記が広がってきていたので、県としては漢字にしますと言った時に、しっかりとした理由がなければいけないのではないかということである。</p> |
| 事務局 | <p>「障害者」や「子供」の交ぜ書きについて、「障害者」については、和歌山県はほとんどやってないと思うが、「子供」について、一時期、平仮名表記を取り入れてきたところはある。</p> <p>しかし、国の表記では、「子供」は「供」と漢字になっている。「障害者」の「害」もそうだが、常用漢字表に掲載されてる漢字そのものである。そのため、文章等においては、その常用漢字に基づいて表記をするということを、和歌山県は方針として決めている。なので、常用漢字に基づいて、「供」を漢字に戻しているということである。</p> <p>しかし、優しく感じるであろうとか、親しみやすい場合は、「子ども」と交ぜ書きするという基準を決めている。例えば、「子ども・女性・障害者相談センター」の名称については引き続き、「子ども」と平仮名表記にしている。また、子供の施策に取り組んでいる課として、本庁に「子ども未来課」という課があるが、</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ここについても、親しみを込めて平仮名表記としている。</p> <p>こういった基本方針であるとか、公文書は漢字表記を行っていくような取り組みとなっている。</p> |
| 委員 | <p>国がそうなっているので、おそらく、そうかなと思うが、私が言いたいのは、国がこうするから県もそのとおりにするということではなくて、県は県民のためのものを作っているのだから、県としての姿勢の問題だというふうに思っている。</p> <p>「障害者」の表記の話なども、「障害者」という言葉は、法律ではすべて漢字表記なので、我々もずっと戸惑っているところがあって、どうしても業務上の文章を書く時には、漢字表記に合わせなくてはいけないところがある。</p> <p>ただ、県には、きちんとした意味を持って言葉を使ってほしいと思っている。これはあくまで願いで、別にこうでなくてはならないということではない。</p> |
| 委員 | <p>漢字は、特に外国人にとっては難しいものである。何年か前にレポートを書いて提出した時に、「子供」を漢字で書いて提出したら、全部平仮名に訂正してくださいと返ってきたことがあった。しかし、昨年また別のレポートを提出した時は、文部科学省からの指示で、国が決めたので全部漢字表記にしてくださいということがあった。その時、公文書は漢字で書く必要があるのだなと思った。</p> <p>この基本方針を見て漢字に変えているとわかった時に、表記方法を国が決めていいるなら、それに合わせなければならないだろうと思った。「子ども」になれば、外国人からは「公文書であるにも関わらず平仮名になっている」という指摘が出るかと思う。</p> <p>日本人には「供」に「供える」という意味があると伝わるかもしれないが、外国人にはその意味が必ずしもわからないので、外国人に同じように伝わるとは限らない。外国人の視点では、国が決めたならそれに合わせた方がよいという認識がある。だから、「子供」の漢字表記を見た時に、正式な書きぶりになっていると思った。</p> <p>この基本方針は、日本人だけが読むとは限らないので、色んな人が読んだ時に、例えば外国人で漢字の意味がわからない人が読んでも、表記として正しく書いてあると思った。</p> <p>「障害」の表記についても、国が出したように考えるのが良いのではないか。</p> |
| 委員 | <p>言葉には文化と歴史がある。おそらく「子供」の表記を「子ども」に変えてきた背景というものはあった。再び漢字に戻っている部分も含めて、一つの日本の</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>中の歴史である。</p> <p>「障害」の「害」も、「害」という漢字だけを見ると、邪魔になるという意味合いが強いため、平仮名の「がい」にしようという動きがある。</p> <p>しかし、それもあくまで論議の途中である。現実として、「障害」を漢字表記にただけで、それで、「障害」は「害」であるというように、実際言われているのかどうかというと、そういう訳でもない。</p> |
| 委員 | <p>そうであれば、国の問題ではないか。それは県が決めるのではなく、国から来ているので、国に対してこういう意見がありましたと説明する形になるのではないか。</p> |
| 委員 | <p>障害者団体の中で、やはり、表記を変えてほしいという団体もあって、国へ申し入れをしているところはある。</p> <p>「害」という漢字だけを見て、「障害」というのは害がある人という表現と捉えられてしまうのではないかと懸念がある。そこで差別が生まれたのかは疑問であるが、長い論議が今もされている。そして、色々な障害者団体が、誤解を生むような漢字表記は変えて欲しいという要望を、厚生労働省に対して行っている。</p> <p>一応状況として、文化というか、歴史があるので、そういった歴史的背景について共有したかった。</p> <p>事務局の説明についてはよくわかった。</p> |
| | <p>(2) 第3章 分野別施策の推進</p> <p>①環境と人権／情報と人権／災害と人権／女性の人権／子供の人権</p> |
| 委員 | <p>【資料2】の20ページから21ページで、インターネット上の人権侵害について、今回の改定でモニタリングの取組を記載する、今こういった人権侵害への取組が求められているとある。</p> <p>そこで、もしそのような人権侵害をするような書き込みあった場合、和歌山県においては、「地方法務局や市町村等と連携し迅速に対応するなど、被害の拡大を図っています」となっているが、私の住んでいる自治体では中々うまく連携できておらず、法務局に申し入れても動いてくれない現状にある。そういう悩みを抱えているので伺いたいのだが、和歌山県と法務局は、比較的スムーズに連携を取られていると聞いているが、実情はどうか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>今回はモニタリングということで事業立てして実施しているが、従前も、差別的な書き込みがあった際は、国の人権擁護機関である法務省の出先機関ということで、法務局に行って、このような書き込みがあるので削除してくださいとお願いしてきた。</p> <p>法務局として、依頼の趣旨は十分理解いただいているということである。ただ、法務省の内規などに照らし合わせて、削除できるものとできないものを選別した上で対応いただいているということで、削除してもらったこともあれば、やはりそれはできないという部分があることは事実である。</p> <p>国の内規も若干であるが変わりつつあり、それも十分注視しながら法務局にお願いをしている。それに加え、県独自としても考えながら対応している状態である。</p> |
| 委員 | <p>【資料2】1ページの災害と人権のところ、「避難所運営等で女性や高齢者、障害者のある人などへの配慮に欠いた事例が報告されています。」との記載や、21ページで、前回であれば、「高齢者、障害がある人、女性」というところが、「女性や高齢者、障害のある人」ということで、女性という部分を大変強調していただいているのは、すごくありがたいと思った。</p> <p>ただ、22ページ 15 の避難所運営のところ、防災の視点に女性の参画推進に努めるということは書いてあるが、避難所の運営そのものに、女性や高齢者、障害のある人なども携わるといってもあればいいので変えてはどうかと思ったが、この部分は「災害時の教訓・経験を踏まえ」の部分に盛り込んでしまっているのか。</p> |
| 事務局 | <p>災害時における女性の参画であるが、22ページの 15 の下の部分で、「また防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れ、防災分野への女性の共同参画推進に努めます。」とし、ここで言及している。</p> |
| 委員 | <p>配慮が必要なところ、やはり避難所運営のところに女性の参画などについて盛り込んでいただけたら。これで十分と言えれば十分だが、避難所の運営など、市町村や実際の現場では、まだまだ女性の参画というのは難しいところがある。避難所運営の部分に、女性や弱者について盛り込んでいただければ、そういった配慮を欠いた事例などがなくなるのではないかと思った。意見まで。</p> |
| 事務局 | <p>女性に対する配慮については、15 の下の2段落目の「それに加え～」の段落に</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ある「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の中に、東日本大震災以降の、熊本大地震などの災害の教訓を踏まえて、要配慮者だけではなく、女性のような、配慮が必要な方に対する避難所運営ができるような内容は盛り込まれている。</p> |
| 委員 | <p>そうであれば、少し文章を変えるぐらいで対応できるのではないか。その次の段落で「女性の参画推進に努めます」という書き方ではなく、「女性・高齢者・障害のある人の参画推進に努めます」という風には書けばよいのではないか。そのためには、その前を「男女共同参画の視点を取り入れ」ではなく、「男女共同参画等の視点を取り入れ」というような形にすれば、必要な内容が盛り込めるのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>要配慮者、いわゆる高齢者や障害のある人に配慮した避難所の運営については書かれているが、そういった方々が避難所運営等に参画して企画をしているとはなっていない。あくまでも、そういった防災運営への参画については女性に限られているため、こういった書きぶりになっている。</p> |
| 委員 | <p>高齢者や障害者の方々にも避難所の企画に参画してもらいたい気持ちは分かるが、実際に、参画、例えば委員会等に弱者が入っているかということ、入っていると限定できないということですね。</p> <p>今後については、入れたらどうかと。どうでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今の話は、声を聞いてあげるということではなくて、障害者を含めて、その計画の段階によって声を聞きなさいよという趣旨ではないか。「参画」という意味は、一番しんどい人の声を聞いた上で作りなさいっていう事を盛り込んではどうだろうか、ということだと思う。一番大変な人が、一番声を出せるようにしておくということ。</p> |
| 事務局 | <p>現実問題として、計画・参画については女性ということでやっている。当然、こういった方針や施策を決めていくためには、社会的弱者の方に視点を当てて考えることは非常に重要だと思っている。</p> <p>ただ、具体的にそういった協議会に参画していただく人にそういう方々を含めるかどうか、この計画にそこまで盛り込めるのかもまだ不透明であるが、防災担当課には、今日の審議会でも委員からこういったご意見があったことはきちんとお伝えしたい。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>現実と私たちの思いの差が少しは縮まったのではないか。現実には、防災の担当課が、参画の委員会にそのような配慮が必要な人々を登壇させるようなことは今はしていない。意見は聞くということで、ご要望は伝えていただいた上でということになるが、文言まで書けるというわけにはいかないということか。</p> |
| 事務局 | <p>この場ではそこまでお答えはできない。結論として、この基本方針の策定までにそのような動きが出るかはわかりかねるが、今日いただいた意見については、きちんと伝えていきたいと考えている。</p> |
| 委員 | <p>防災担当課がそのような方向にしているような場合であれば、その影響で文章が変わるということもある。事務局としては、お時間をいただいた上で回答する、ということによろしいか。</p> <p>この審議会としては、参画させてはどうかという意見である。</p> |
| 委員 | <p>実際に災害が起きて避難所ができたときには、担当課にそういう方針があるかないかに関わらず、そこでは高齢者も女性も障害のある人も、避難所の運営に参画せざるをえなかったという状況は、東北の震災の中でもあったことである。なので、そういう可能性は常に持った上で、今現在はこうであるという形で書かれるのだろうと思う。</p> |
| 委員 | <p>実際の現場ではそういう方々も意見を発していて、それを吸い上げるということを実際には行わざるを得ない状況である。方針としてそれを書けるだろうかという点はあるが、ただ、そういった方々の意見は当然受け入れながら企画等をしていると思う。その書きぶりを、今ここでは断定できないが、修正が可能ならするし、そうでなければ、今の段階では現行の案でということになるかと思う。後は事務局でご検討いただいたの形になるかと思う。</p> |
| | <p style="text-align: center;">(2) 第3章 分野別施策の推進</p> <p>②高齢者の人権／障害のある人の人権／同和問題（部落差別）／外国人の人権／感染症(ハンセン病、HIV等)・難病患者等の人権／犯罪被害者等の人権</p> |
| 委員 | <p>障害の理解という部分であるが、今、盲導犬の問題がある。随分前だが、県内でも、バスへの乗車を拒否されたことがあった。既に事業者には抗議はしたが、こ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>のような視覚障害の課題について記載されているか。</p> <p>手話については、言語ということで法律が変わってきたが、盲導犬も視覚障害者の手足と言える部分なので、そこが差別的な扱いをされるのはおかしいと思うので、記載がないなら追記できないか。</p> |
| 事務局 | <p>今委員から御指摘があった点については、そこまで明確に記載されている部分がないため、一度持ち帰って検討したい。</p> |
| 委員 | <p>基本方針の中で、全てにおいて、「こうします」、「図ります」、「推進します」と書かれているが、実際には行われていない部分もある。</p> <p>そこで、最初のところに、例えば、「可能な限り」という言葉を入れてはどうか。【資料2】1ページの下から5行目だが、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指して『可能な限り』取り組んでいきます」と書いた方が、取り組んでいるけれども、可能ではなかったということにできるのではないか。</p> |
| 事務局 | <p>基本方針は県の人権行政、色んな事業を進めていく上での目標も含めた、名前のおり施策の方針になっている。</p> <p>だから、推進していくという県の姿勢を示しているものである。委員御指摘のとおり、全て直ぐにできるかできないかは実際の問題としてはある。</p> <p>しかし、これは県としての人権施策の基本的な指針であり、県として全力で取り組ませていただくという姿勢で書かせていただいている。</p> |
| 委員 | <p>目の前に資料があって、日本語が読めない人たちのアクセスや、この問題ならここに行けばよいていうツールがない場合に、人権侵害された気持ちになるかもしれない。</p> <p>マイナーな言語、例えば、今和歌山で増えているベトナム語、その通訳がいるかと窓口で聞くと、国際交流センターへ行ってくださいと言われるかもしれない。窓口では、これはここ、これはここと振り分けるだけ。それでミッションが終わったとならないようにしてもらいたい。</p> <p>実際、国際交流協会にも通訳がない。県に通訳の確保のために予算をつけてもらいたいと頼んでいるが、もらえていないから通訳がない。結局、そのような言語を母語とする人は、友達を連れていくか、半分日本語がわからないまま窓口に行くことになる。このようなことこそ人間侵害ではないかと思う。</p> <p>基本方針に「可能な限り」と書いていれば、通訳がいなくても予算がとれてい</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ないということなので、私としては納得できる。</p> <p>外国人が必要な情報を得るためのツールをどうすれば得られるか、多くの情報があっても言葉の問題で役に立たないということにならないようになればと考えている。</p> <p>これをやってください、これはされてるんですかと言うと、できない、なぜなら予算がないからという答えが返ってくるということが、今までの経験としてある。そう言われた時に、基本方針に書かれたこと全てが可能ではないんですと言った方がよいのではないかとということ。</p> |
| 事務局 | <p>委員がおっしゃっていることはよくわかる。</p> <p>ただ、これは県の基本方針ということで、こういった方向でやっていこうという意思を持って書いたものである。中身については、もしかすると直ちにできない部分もあるかもしれない。それについても、お叱りはしっかりと受けとめ、また色々と考えていきたいと思う。</p> <p>この基本方針は、今後県の人権行政を推進するにあたっての指針として作っているの、このままでいかせていただきたいと思っている。</p> |
| 委員 | <p>先日、基本方針の内容が難しいだろうということで、別途時間をとって説明していただいた。</p> <p>なので、この改定案を作るだけでも大変なのは十分わかる。色々な方面を、うまく網羅できるように考えているかと思う。感謝申し上げます。</p> |
| 委員 | <p>一部には納得のいかないところもあるかもしれないが、日本人流の書き方になっている。委員がおっしゃるような言葉を入れると、もしかすると、またいろんな煩雑なことが出てくる。例えば、じゃあどう可能じゃないのか、という質問になっていくということも考えられる。</p> <p>可能な限りという言葉は書いていないが、推進する方向性、今すぐできなくても、今後やっていくという方向と考えていただいたら。</p> |
| 委員 | <p>重要なことを考えさせていただいたと思う。</p> <p>外国人の方たちが困った時に相談する場所を設けるというのは、この基本方針にも書かれていると思う。</p> <p>だから、今言われたように文章表現でそこをカバーするのではなく、そこで書いてあることが現場で実施されていないのであれば、それを相談できる場所がこ</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>こですよ、というようなもの設けるということを書ければよいのではないか。今の委員の話であれば、ベトナム語の通訳者がいないとか、そういうことがあったら、そのような相談する窓口はここですよっていう。</p> |
| 委員 | <p>この基本方針は漢字で書かれている。誰かにその問題を理解してもらい、その窓口はここだよっていう、そこまで到達することが難しい。</p> <p>何か問題があった時に、ここにアクセスすれば良いという情報は、電話をかけたら、日本語で答えはもらえると思う。</p> |
| 委員 | <p>【資料2】59ページの③のところ、おそらく、困った時の情報提供の窓口のことであるが、「努めます」となっており、そういう対応になると思う。努めるということであるから、十分に努めていません、努められていません、ということはある得る。問題は、中々簡単に解決しない。</p> |
| 委員 | <p>こういった方針は、法律の規定と違って努力義務である。</p> <p>だから逆に、変わっていない部分、いつまでも出来ていないということは、努力が足りないと批判できる権利があって、そこは明確に残しておくべきではないか。だから、可能であれば、ということではなく、こういう努力をしなければならぬということ、強く表現として残しておいたほうが良いと思う。</p> <p>努力義務ということは、努力することが決まっているので、設定した目標を達成できなかったことについて、罰則があるという法律とは異なる。</p> <p>こういった方針というのは、法律的な規定とは違って、努力することを義務付けているという方向性のようなものであるから、むしろそこを「可能な限り」というように曖昧にしまうと、かえって目標がはっきりしなくなる。</p> <p>到達目標として強く設定しておく、そこが変わらないことについて批判する権利を当事者は持っていると考えたらよいのではないか。</p> |
| 委員 | <p>到達点、視点ということでしょうか。そこにいくまでに問題が何かあったらおっしゃってくださいということかと思う。</p> <p>疑問点に対して、100パーセントお答えすることができないことも一定数あると思うが、それでも、できなかったことについての苦情も含めたことは、どんどん率直におっしゃっていただくことが、次につながるようになると思う。</p> |
| | <p>(2) 第3章 分野別施策の推進</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>③自殺／ひきこもり／刑事手続きに関わりをもった人の人権／ホームレス／LGBTや性同一性障害のある人等の人権／働く人の人権／その他の人権課題（患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）</p> |
| <p>委員</p> | <p>「LGBTや性同一性障害のある人等の人権」のところであるが、LGBTと性同一性障害を「や」でつなげている。従前の性同一性障害の定義では、からだの性とこころの性が一致しない人となっている。この場合は、トランスジェンダーの中に性同一性障害が入っているわけである。</p> <p>だから、ここでLGBTや性同一性障害のある人と言った場合に、むしろトランスジェンダーの中に既に含まれているというように考えられるので、ここに並べて書く必要はないのではないかと。むしろ並べて書くことでややこしくなるのではないかと。</p> <p>特にトランスジェンダーの中で、診断を受けていけば性同一性障害であるという意図で記載しているのであれば、そのような書き方にしたほうが良い。後ろの注意書きの中の説明でも、トランスジェンダーに関しては「からだの性とこころの性が一致しない」と書かれているので、ここも変更した方が良いのかなと思う。</p> <p>それから、従前の性同一性障害者の説明の中には、子供の場合は、学校生活における制服やトイレに配慮が必要であるというような、具体的な配慮事項が含まれていたが、新しい方には具体的な配慮事項の明記がなくなっている。ほかのところでも、いくつかそういった具体的な配慮の内容について書かれているところもあるので、そういったものを残しておいてもよいのではないかと。</p> <p>特に、LGBTの問題は、実は、学校教育の段階というのは、制服であったり健康診断や運動会のリレーであったり、学習活動や特別活動とかで、生活の流れが意外に男女で区別しているところが、学校教育が一番強いということがある。だから、これは子供の場合というよりは、学校教育の段階ではという形で、配慮が必要な部分を示すところは残しておくべきではないかと。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>タイトルの「LGBTや性同一性障害のある人等の人権」ということで、「や」でくくるのではなく、文章の中で性同一性障害のことは書いてあるのでタイトルから外し、LGBTの人の人権、とした方がよいのではないかとのご指摘であるが、このタイトルについては、実際、我々としてもかなり悩んだところでもあった。</p> <p>しかし、基本方針に先立って昨年度実施した、人権に関する県民意識調査で、LGBTの方々に対する県民の皆さんの意識をお伺いした時にも、この表現で調</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>査を実施したので、それをなぞってここも組み立てたという状況である。</p> <p>それともう一つ、子供の場合は、制服やトイレ等への配慮が必要となっているという文言が前回あった。今回削除した理由として、子供に関わらず、からだの性とこころの性が一致しないことで、服装やトイレ等について様々な悩みを抱えてる方はいらっしゃるであろうことから、子供の場合に限らずに、全体にかかるような形で表現したところである。</p> |
| 委員 | <p>子供に関わる記載について、経過と意図は理解したが、むしろ逆に、そういう学校教育の段階だから強調される面があるので、どこかに具体的な配慮について残していただけたらと思う。</p> <p>表題についても、改定の経過はわかったが、ここは修正した方がよいのではないかと思う。</p> |
| 委員 | <p>私も、LGBTと性同一性障害を併記しているところは、トランスジェンダーの中に含まれている部分であるなと思っていた。</p> <p>ただ、もう一つ話を進めると、LGBTというのは確かに国際的にも知られている性的マイノリティを代表する文言ではあるが、LGBTのみとすると、とても範囲が狭くなってしまうので、他の市町村や都道府県の計画の中には、性的マイノリティ、セクシャルマイノリティーという形で、その他の人権という風に行っているところも多いと思う。</p> <p>LGBTだと、どうしてもここから漏れてしまう人たちが、現実としていらっしゃるということは知られている。今の時点ではなく、これから先も人権の施策の基本とするのであれば、性的マイノリティ、セクシャルマイノリティーという言葉を使うということもよいのかなと思う。</p> <p>このことについては、当事者の団体の方の話の中にも、LGBTという言葉を使うのではなく、セクシャルマイノリティーという言葉を使って欲しいという意見もあったので、ぜひとも当事者の方のご意見も聞いていただけたらと考えている。</p> |
| 事務局 | <p>性的マイノリティや性的少数者といった表現を検討したこともあるが、少数者であること、その言葉の是非についての意見も、一方ではある。これは非常に悩んだところである。今回、ご意見をいただきましたので、再度検討をさせていただく。</p> <p>また、学校生活で配慮する事項について、再度記載してはどうかというご意見</p> |

| | |
|-----|--|
| | についても、持ち帰って検討したい。 |
| 委員 | <p>【資料2】74ページの、ホームレスのところの表現についてである。</p> <p>(3)の基本的な取組で、「ホームレスの人々が健康で文化的な生活を送ることができる社会を実現するために」との記載がある。これでは、ホームレスそのものの生活状態を認め、ホームレスの人がその状態のまま健康で文化的な生活を送る、という風に文章的には捉えられるので、表現を変えた方がよいのではないか。この表現では誤解を生むのではないかと思う。</p> |
| 事務局 | 持ち帰って、書きぶりを検討したい。 |
| | (3) 第4章 施策の総合的な推進 |
| | 質疑なし |
| | 全体を通しての質疑応答 |
| 委員 | <p>【資料2】6ページに、「人権文化の創造」とあるが、文化の創造と人権とは。これは人権社会とは違うのか。文化と表現した時に、どのように想定できるのかなと思った。</p> <p>きれいな言葉で表現としては好きだが、今一つ捉えにくい。</p> |
| 事務局 | 答えとなるかはわからないが、いわゆる人権についての考え方が、生活に根差したものと異なるようにとの思いを込めて、人権文化の創造という言葉を使わせていただいている。 |
| 事務局 | <p>和歌山県では、同和問題解決のために様々な取り組みをやってきたが、その取組を基本として、他の分野の女性の人権や子供の人権など、そういったものを力強く取り組んでいこうと考えた時に、やはり人権社会とか人権尊重というような考えがあったが、人権そのものが、日常生活も含め、和歌山県民の文化や習慣として根づく、そういう社会を作りたいなというところから、人権文化の創造という言葉を作らせていただいた。</p> <p>だから、そういった社会を目指したいという心構えの一つとして、ここに記載させていただいているところである。</p> |

| | |
|----|--|
| | |
| | <p>3 報告 和歌山県人権施策基本方針の改定の今後のスケジュールについて事務局より、審議会終了後の人権施策基本方針の改定のスケジュールについて説明した。</p> |
| | <p>質疑応答なし</p> |
| | <p>4 その他</p> |
| 委員 | <p>これは基本方針なので、どのくらいの最先端を書くのか、或いはどの程度書くのか、可能な限りという話も先ほどあったが、目標数値としてどのくらい書くのかっていうのが、感覚的にわからないところもあった。基本方針に最先端のことを書いてしまうと、施策として県がそれをできるのかどうかとかを考える必要もあった。</p> <p>専門委員会で、旧の基本方針で、こういう課題があって推進しますと書かれていることが、どのくらいできているのか、いくつか質問した。やはりできているものもあるし、中には課題で終わってしまっていて、引き続いて推進しますみたいな形のところもあった。</p> <p>目標数値などは、できそうなところを書かれているのだろうと思うが、改定時に、果たしてどの程度できたのかという検証的な会のようなものが必要だったのかなと感じた。どこまでできているのかという達成数値みたいなところがなく、次の課題、新しいものはどうか、という進み方になってしまっていたのかなと、自分の反省も込めて思っている。</p> <p>LGBTに関していえば、送っていただいている雑誌の中には、様々なセクシャルマイノリティーがあると、LGBTだけではないということも書かれている。そういうのがありながら、定義をここで止めてしまうのはどうかと思っていて、本日他の委員からご発言いただいたが、もうちょっと進んだところからすると、それだけでも、逆に定義を狭くするのではないかという意見も聞こえてきそうなので、その辺り、どのくらいまで進めていくのが難しいと感じながらやっていた。</p> |
| 委員 | <p>私は、今回初めてこういう人権施策基本方針の改定という、大事な仕事をいた</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>だき、感謝申し上げます。皆様のご意見をお伺いしながら、勉強させていただいたというのが感想である。</p> <p>私は日頃、ケアマネージャーとしてお仕事させていただいている中で、高齢者の人権に関わっている。そんな中で、病院や施設での虐待という大きな問題もあるが、実際のところは、日頃の仕事の中で、認知症などの理由で本人の自己決定が中々難しいところがあって、誰々さんのおじいちゃん、おばあちゃんになってしまい、家族が中心となってしまって、本人はどうなっているのだろうという場面も多く、そんな中で人権を考えさせられる場合が多くある。</p> <p>今回、人権というところに身の引き締まる思いで関わらせていただいた。一つ一つの言葉自体は難しくないが、やはり責任の重さをすごく感じた。これでいいのか、これがいいんだろうかと考えたところで終わってしまい、自分の意見を発言するところまでは至らなくて、ご迷惑をおかけしたと思う。</p> <p>皆様、どうもありがとうございました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>一言で言えば、感謝。この基本方針を作るだけでも大変だったと思う。</p> <p>至らない部分もいっぱいあるにも関わらず、私にとって勉強になることをさせていただけたことに感謝申し上げます。</p> <p>多分、たくさん話があって、これがベストだっていうのがちょっと絞りにくいかなと思う。異文化を含めると、何が一番ポイントになるかということ、会話である。説明いただいた、納得した、説明を経て言葉に意味があって、こうタイトルを付けましたっていうことがわかれば、相手がこういう気持ちがあるからということが伝われば、世の中もちょっと楽になるんじゃないかなと思う。ありがとうございました。</p> |
| <p>委員</p> | <p>人権っていうのは、もともとコアな部分があって、特に国家権力からの救済とか位置付けという発想だったものが、徐々に人権概念というものが広がってくるというか、新しい人権みたいなものが出てきた。この基本方針でもそういう問題をかかなり取り上げていただいたのはすごいなと思ったけれども、難しいところもある。</p> <p>刑事事件の活動などでも、どちらかというと、被疑者被告人の人権が中心だったのが変わってきていて、比較的新しいものが犯罪被害者の人権。この両方からそれぞれがナローパスというか、調整的な人権っていうのが必要な時代になってきている。</p> <p>様々な、例えばSNSの問題だとかも、必ずしも社会的強者からの侵害とかい</p> |

うことではなく、社会の中で起こってきているものも取り上げなければいけないということになってきていて、どこまで人権概念に入れていくのか。例えば引きこもりや自殺など、これも一般的な人権という概念より、かなり社会問題みたいな話になる。社会的弱者というか、困ってる人をどういうふうに見ていくのか、そのための施策はどうすべきかみたいなところまで、人権施策基本方針にかなり広く取り込んでいただいている。それだけに、いろんなことの実績とかいうのは難しい部分も出てくるのかなという様な感想も持っていた。